

特別養護老人ホームいいたてホームご利用案内

介護老人福祉施設

1. 事業の目的

(H29.04.01)

介護老人福祉事業所の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供する。

2. 運営方針

- 施設サービス計画等に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭におき、入浴・排泄・食事等の介護、相談援助、その他、日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行い、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう自立支援をいたします。
- ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って施設サービスを提供します。
- 生活共同室（一体的に構成される場所）により提供されるサービスにおいて、居宅における生活との継続したものになるよう配慮し、各ユニットにおいてご利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営めるよう支援します。
- 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関連機関との密接な連携を図りながら、施設サービスの提供に努めます。

3. いいたてホームの概要（ユニット型）

(1) 事業所の名称及び所在

名称	住所	介護保険指定番号
特別養護老人ホームいいたてホーム	福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 571 番地	介護老人福祉施設（福島県 0773300124）

(2) 職員の職種及び員数（職務内容）

管理者（兼務） （施設の維持、管理・運営）	1人	生活相談員 （処遇計画・生活全般）	2人 兼 1	看護職員 （看護及び保健衛生等）	3人	介護職員 （日常生活の介護全般）	29人	管理栄養士・栄養士 （給食献立及び栄養管理）	1人
医師（嘱託） （診察及び健康管理）	1人	機能訓練指導員 （日常動作訓練等）	1人 （兼 1）	介護支援専門員 （ケアプラン立案等）	4人 （兼 4）	事務員 （事務全般）	3人	調理員 （調理及び食品管理等）	6人

(勤務時間)

管理者・生活相談員・介護支援専門員・栄養士・事務職員 日勤 8:30~17:30
看護師・機能訓練指導員 早出 7:30~16:30 8:00~17:00 日勤 8:30~17:30 10:00~19:00
遅出 11:00~20:00 11:30~20:30
介護職員 早出 6:30~15:30 7:30~16:30
日勤 8:00~17:00 8:30~17:30 9:00~18:00 9:30~18:30 10:00~19:00
遅出 10:30~19:30 11:00~20:00 11:30~20:30 12:00~21:00 夜勤 17:30~翌 10:00
調理員 早出 6:00~15:00 6:30~15:30 日勤 9:00~18:00 遅出 11:00~20:00

(3) 施設の概要

【ユニット型 西棟・北棟】

定員	70人（1ユニット10名）	共同生活室	7室	地域交流スペース	2ヶ所
居室（全室個室）	70室（1室 14.5㎡）（各室に洗面所、トイレ、エアコン付）				
浴室	各ユニットに一般浴槽を設置、他に特殊浴槽も2ヶ所あります。				

4. サービスの内容

- 施設サービス計画立案
- 日常生活介助（食事、入浴、介護）（食事時間 朝食 8:00~、昼食 12:00~、夕食 18:00~）
- 機能訓練（アクティビティサービス）、生活相談（相談、助言等）、健康管理、理美容サービス、行政手続代行、日常費用支払代行
- 所持金の保管、レクリエーション、散歩、入所者の趣味、教養、娯楽に係る活動の機会の提供
- より個別的な日常生活介助（生活習慣を尊重した適切な時間における食事の提供、入所者の意向に応じた入浴機会の確保、自立的な日常生活を営むための介護サービスの提供）

5. 緊急時の対応方法

- ご利用者に様態の変化等があった場合、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。
- 当施設の協力医療機関は、南相馬市立病院となっております。（住所 南相馬市原町区高見町二丁目54番地の6）

6. 事故発生時の対応

- サービス提供によって事故が生じた場合には、速やかに保険者（市町村）・利用者のご家族に連絡して必要な措置を講じます。
- サービス提供を提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって、ご利用者に損害を与えた場合には速やかに損害を賠償します。

7. 非常災害対策

- (1) 防災時の対応・・・防災マニュアルに沿って行います。
- (2) 防災設備・・・自動感知警報装置システム、スプリンクラー、消火器、避難誘導灯を設けご利用者の安全を確保しています。
- (3) 防災訓練・・・いいたてホーム防災マニュアルにより、月1回実施しています。

8. サービス内容に関する相談・苦情

(受付：月～土曜日 午前8時30分～午後5時30、相談・苦情の受付は直接、第三者委員の方へ申し出ることもできます。)

管 理 者	施 設 長	三瓶 政美	0244-42-1700	第 三 者 委 員		山田 義忠	0244-42-0198
相談・苦情受付担当者	生活相談員	木幡 佳代	0244-42-1700	大谷美恵子	0244-43-2576	高野 孝一	0244-43-2988
苦情解決責任者	施 設 長	三瓶 政美	0244-42-1700	小林 浩二	024-562-3622	渡邊 茂與	0244-43-2082

- (1) 苦情解決の流れ 利用者からの苦情等を随時受付ける。→苦情内容及び希望等について意見聴取し記録する。→第三者委員の助言及び立会の要否についてお伺いする。→苦情申出人と苦情解決責任者間において話し合いによる解決に努める。→苦情の解決や改善を要することにより、サービスの質を高め運営の適正化を図る。

(2) 当施設以外の相談・苦情の窓口

飯舘村役場 健康福祉課 福祉係 (電話0244-42-1620)
 福島県国民健康保険団体連合会 (電話024-523-2702)

※ 上記の内容、またその他にも何か知りたいことがございましたら、気軽に当ホームへご連絡下さい。TEL0244-42-1700

9. ご利用料金等

(1) 1日あたりの施設利用料

基本料金 (介護保険適用時の自己負担)

【ユニット型 個室】

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		6,250円	6,910円	7,620円	8,280円	8,940円
2.うち、介護保険から給付される金額	(1割負担者)	5,625円	6,219円	6,858円	7,452円	8,046円
	(2割負担者)	5,000円	5,528円	6,096円	6,624円	7,152円
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2=3)	(1割負担者)	625円	691円	762円	828円	894円
	(2割負担者)	1,250円	1,382円	1,524円	1,656円	1,788円
4.居室に係る自己負担額 (入院、又は外泊の場合も算定)		西棟 1,200円 北棟 1,600円		(負担限度額は所得により異なります)		
5.食事に係る自己負担額		1,380円 (負担限度額は所得により異なります)				
6.夜間職員配置加算(Ⅱ) □		18円	9.看護体制加算(Ⅰ) □			4円
7.日常生活継続支援加算(Ⅱ)		46円	10.看護体制加算(Ⅱ) □			8円
8.栄養マネジメント加算		14円	11.看取り介護加算(最大30日)			6,528円
12.介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		3と6～11、※1、※2に係る料金の1000分の83相当額				

※ただし、入居後30日に限り、上記料金に1日30円割増となります。

※入居期間中に入院、または自宅に外泊した期間の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承下さい。

※居室と食費に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

(2) その他の料金

①特別食……………病状により医師の食事箋に基づき特別料金として徴収する場合があります。

②行政手続代行費…種類によって異なりますので、ご相談に応じます。

③その他……………上記の他にレクリエーション費用、買物サービスの費用、個別電気使用料(テレビ持込300円/月、冷蔵庫持込400円/月、電気毛布持込300円/月、OA機器持込100円/月、携帯電話等充電器100円/月、エアコン持込500円/月、こたつ持込500円/月)、日常費用支払代行(1,200円/月)、理美容費(500円/1回)などは自己負担になります。

(3) 基本料金の減免措置…低所得者に対する減免措置は、保険者と協議の上決定いたします。

(4) 支払方法…毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので25日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと領収証を発行します。お支払方法は、口座振替、銀行振込、現金集金の3通りの中からご契約の際に選べます。

(5) 低所得で、特に生活が困難であると、市町村に認定されたご利用者に対して、利用者負担の軽減措置を行います。ただし、軽減の対象者及び内容等は、各市町村の利用者負担軽減事業実施要綱により異なりますので、各市町村にお問い合わせ下さい。